

2019 予備試験論文合格開眼塾 ガイダンス

論文の基礎編

弁護士 柏谷 周希

予備試験論文合格開眼塾とは

予備試験論文式、さらにはその先の司法試験論文式の合格に必要な
①問題文の読み方、②答案の書き方を学ぶ講座

論文の基礎編とは

予備試験、司法試験に共通する①問題文の読み方の基礎、
②答案の書き方の基礎、を学ぶ講座

論文の基礎編が対象としている受講生

入門講座、基礎講座を修了した受験生

論文式の成績が伸び悩む受験生

暗記の苦手な受験生

論文の基礎編で学べること

予備試験、司法試験で求められる事件処理能力—基本的知識、法的思考能力、起案力—のうち、法的思考能力及び起案力を学ぶことができる

法的思考能力 —既知から未知を考える力—

法解釈能力

⇒受験生にとって未知の法解釈を考える力

問題(文)分析能力

⇒受験生にとって未知の事例を分析する力

起案力

形式的起案力

⇒文字の大きさや読みやすさ、ナンバリングなどの形式を
しっかり守って起案する力

実質的起案力

⇒出題趣旨に応じた起案をする力
*問題(文)分析能力と表裏の関係

実践例 —H27予備憲法(設問1)問題文—

違憲審査権に関し、次のような見解がある。

「憲法第81条は、最高裁判所に、いわゆる違憲審査権を認めている。ただし、この条文がなくても、一層根本的な考え方からすれば、憲法の最高法規性を規定する憲法第98条、裁判官は憲法に拘束されると規定する憲法第76条第3項、そして裁判官の憲法尊重擁護義務を規定する憲法第99条から、違憲審査権は十分に抽出され得る。」

上記見解に列挙されている各条文に即して検討しつつ、違憲審査権をめぐる上記見解の妥当性について、あなた自身の見解を述べなさい。

実践例 —問題文の分析—

予備試験は「試験」である以上、問いに忠実に答える
⇒ 上記見解に列挙されている各条文に即して検討しつつ、違憲審査権をめぐる上記見解の妥当性について、あなた自身の見解を述べなさい。
「憲法の最高法規性を規定する憲法第98条、裁判官は憲法に拘束されると規定する憲法第76条第3項、そして裁判官の憲法尊重擁護義務を規定する憲法第99条から」
⇒3つの条文の文言から、違憲審査権が読み解けるかを検討する

実践例 —法解釈能力—

第98条

1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

第76条

3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

実践例 —法解釈能力—

見解が妥当との構成

⇒憲法に違反する法律などは無効であり(98 I)、裁判官は憲法に拘束され(76 III)、憲法を尊重し擁護するのであるから(99)、裁判官は違憲審査権を有する

見解は不当との構成

⇒条文は明確に違憲審査権を規定していない。

第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

実践例 —起案力—

第1 設問1

1 本見解によれば、憲法に違反する法律などは無効であり(憲法98条1項)、裁判官は憲法に拘束され(同76条3項)、憲法を尊重し擁護するのであるから(同99条)、裁判官は違憲審査権を有するとする。

2 この見解に対しては、これらの条文は明確に違憲審査権を規定していないのであるから、憲法81条を根拠すべきであるという批判が考えられる。

3 しかし、憲法81条も最高裁について規定しているだけである。それに、上述した各規定を総合すれば、違憲審査権を行使できることを読み解ける。

4 よって、上記見解が妥当である。

論文の基礎編の講義の内容

- 旧司法試験や予備試験などの問題を題材にして、問題文の分析の仕方を講義する
- 文字の大きさ、ナンバリングの仕方などの答案の書き方を講義する
- 講義中や課題としてワークの時間を入れることで、主体的かつ実践的に学ぶ
 - *通信・地方校の受講生の答案も採用

論文の基礎編受講後は？

- 予備開眼塾2ndシーズン、3rdシーズンで予備スタ論などを用いたアウトプットを通じて問題文の読み方、答案の書き方を修得する

予備試験開眼塾でお待ちしています

- 予備開眼塾は、毎年、進化します！
- 受験生には、最新の情報を提供します！
- 来年の予備試験論文式の合格を本気で目指す受験生を最大限にサポートします！